

令和5年度狛江市市民活動支援センター臨時運営委員会 議事録

1 日時 令和5年11月9日(木) 18:30~19:45

2 場所 市民活動支援センターこまえくぼ1234

3 出席者

委員：青木香奈 伊藤聡子 伊東達夫 伊藤輝芳 上田英司 梶川朋
佐藤新哉 繁平光伯 長尾真木 星恵子 松村正俊 門脇由美子

事務局：大山寛人 日比野浩

4 委任状 委員：穴戸裕子

5 議題

(1) 協議事項

市民活動支援センターの在り方に関する提言書(案)について

(委員長)

市民活動支援センターの在り方に関する提言書について、前回の会議の結果を踏まえて作成した案について議論していただきたい。

前提として、運営委員会はセンターを運営している社会福祉協議会に対しての意見を述べる機関になるので、社会福祉協議会会長に提言するかたちをとっている。

もう一つは、市民センター改修に合わせて市民活動支援センターが移転するが、その際に仮移転期間と本移転後において市民活動支援センターにどのような機能を持ってほしいかという内容になっている。

今日議論していただき、修正して今月中には提出できるようにしたい。

(委員)

提言2の文言で「相談を維持する」は「相談を受ける場を維持する」などのほうが良いのではないか。

(委員長)

相談機能もしくは相談を受け止める場というような表現に変更したい。

(委員)

相談機能がなくなることはないが、どの程度やるか。質の部分やについて顔を合わせなくても相談できるような仕組みを作してほしいなどの文言を入れられないか。

(委員長)

福祉的な相談もあることから相談場所の問題も含めてライフサポートと秘匿性の確保という表現にした。市民活動支援センターだけではなく関係機関につなげる必要もあるという点もメッセージに込めている。場の確保や相談の質という部分について足りないところがあれば検討してほしい。

(委員)

市民活動支援センターは社会福祉協議会が運営しているが、市民活動支援センターは市民活動を支援するところなので、個人的なことや福祉的な相談を受ける機能があるのか。

（委員長）

市民活動支援センターに来る相談は、いろいろなところに相談したがどこも受け止めてくれなかったから相談に来たという可能性もある。市民のライフサポートという表現にして、福祉だけではなくいろいろな困り事をいったん受け止め、そこには専門性が必要になってくる。ただ相談を受けるだけでなく、市民活動支援センタースタッフのこれまでの経験値や実績を考慮して安易に人員削減とならないようにというメッセージを込めている。

（委員）

母体としての社会福祉協議会と市民活動支援センターの役割とがどうかかわってくるか。ここは市民活動支援センターだからその中で考える、あるいは一つの枠を超えて母体の社会福祉協議会というところにまで市民活動支援センターの役割を広げて考えることにもかかわるので、微妙ではあると思う。今までそういう議論はあったか。

（委員）

ないかもしれない。

（委員）

市民からの困りごとを受け止める相談というと人生相談からすべてかかわってくる。そうすると市民活動支援センターの枠をかなり超えてくるので、社会福祉協議会の持つ専門性という言葉が出てくるのではないか。

（委員長）

実際に個人からの困りごととしての相談はあるか

（事務局）

困りごとの中には、今ある制度では対応できない場合がある。その時にボランティアや市民の力によって何とか解決できないかという相談は市民活動支援センターで受けていく相談になると思う。

（委員）

市民の困りごとを市と一緒に解決するというのが条例にある。困っていることがあるから来てくださいという場所ではないが、社会福祉協議会という母体の職員だからできるということをうまく表現できるといい。

（委員）

提言書はこの文章の表現で足りているのか。行間のニュアンスをきちんとくみ取ってもらえるか。

（委員）

仮移転期間と本移転後のことはまとめて語れるのか。もしかしたら分けて記載したほうがいいのではないか。

（委員長）

仮移転期間と本移転後は明確に分け切れていない。受け取る側が混乱するかもしれないので、分けて記載してもいいのかもしれない。

（委員）

仮移転期間は約1年半で、大事なのは新しい市民センターに移ってから。公民館も2つのうちの一つが閉まってみんなが不自由になる。

その間に本移転したときのためにトライアルを出来るといい。

(委員)

一般の人からすると、市民活動と趣味活動の違いを意識することはない。

教育委員会が所管する公民館と政策室が所管する市民活動支援センターという所管組織の違うところが一つになって新市民センターでは業務を行う。外から見たら違いが判らないところで業務をするためにはどんな配慮が必要か改修中に考えてもらおうと良い。

(委員)

運営委員会は指定管理とはどのような関係か。

(事務局)

市民活動支援センターの運営委員会については条例に入っていない。指定管理事業者が運営委員会を設置する記載が仕様書にあり、社会福祉協議会が設置している運営委員会となっている。

(委員長)

運営委員会は条例によって位置付けられている組織ではないので位置付けを今後も明確にしてほしいということも提言に盛り込んだ。

(事務局)

市民活動支援センターの場合は、指定管理業務としては、建物の管理と条例で定めている事業の実施となっている。今の運営委員会に関しては、設置要望を出して指定管理の仕様書に盛り込んだ経緯がある。

(事務局)

ボランティアセンターの時にも運営委員会があり市民の意見を取り入れていたので、運営委員会設置の要望をした経緯がある。

(委員長)

都内で運営委員会がないセンターはあるか。

(委員)

都内のボランティア・市民活動を推進しているセンターは、ほぼ運営委員会がある。社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターと名乗っているところでは、運営委員会ではなくボランティア推進委員会などの名称のところもあるが、今は運営委員会という名称が広く浸透している。

(事務局)

運営母体である社会福祉協議会は、内部だけではなく市民、関係機関を含めて協議をするという性格がある。法人運営も理事会だけでなく評議員会やその他の協議体を作って業務を行っているので、市民に参加してもらうことに対して異論はなくそうすべきものと思っている。

(委員長)

提言 1 は、仮設期間とその後についてと修正したい。

提言 2 は、相談機能という表現にしたい。

提言 3 は、仮設期間に限定したものとする

提言 4 は、誤字脱字の部分を修正する。

提言 5 は、市民センターとの融合を図ってほしい、2つの違う機能が統合されたときに市民が混乱しないように検証等を重ねて利用者との対話の機会を持ってほしいという文章を盛り込む。

(委員)

利用者との交流だけでなく、組織同士の密な連携も取ってほしい。

(委員)

市民が利用するときに円滑に進めていくということは大変なことだと思う。

(事務局)

現状は図書館と公民館の事務室は完全に分かれているが、構想では、事務所は1か所で仕切られていない。混乱する可能性はあるので、これからの課題の一つでもある。

(副委員長)

提言書に関しては、どこまで内容を厚くするのか、市民にも情報が入ってきていない、市もまだ具体的に考えきれていないところがあり詰めないといけないところが無数にある状況なので、提言書にたくさん盛り込めればいいが運営委員会だけでやるべきことではない気がする。これからの仮移転期間を含めて本移転後に向けてのトライアルに取り組むことを含め、利用者の声、運営委員会の声を聴きながら円滑に運営していくための具体的なプロセスを踏んでいってほしいというところを言わざるを得ないと思う。文章に込められたものはもう少しダイレクトに言葉にして、これまで意見を出していただいたことを入れていく。

(委員)

社会福祉協議会会長への提言なので、新市民センターで3つの機能が円滑に運営できるように、市に働きかけてもらいたいと思う。

(委員長)

今日の議論をいったんまとめて、なるべく早く修正版を出すようにしたい。その後は、正副委員長に任せていただいて提言書を社会福祉協議会会長に提出する。

本日の議論のような意見交換を通して、改めて市民活動支援センターが何をやるべき組織なのか、皆さんと共通認識ができていくこうしたプロセスが大事であるので、運営委員会は今後もぜひ設置していただきたいということは一番上に書いていきたい。

(事務局)

11月5日のこまえくぼ1234フェスティバルについて、えきまえ広場会場に1,715名、こまえくぼ会場に450名、計2165名の方が来場した。詳細は次回運営委員会でご報告したい。

検討チームの委員にも協力いただき同時開催した粕江☆サミットも定員30名のところ延べ45名と多くの方に参加いただき、活動を知っていただく機会となった。

以上で終了とする。

次回 12月7日(木) 18時30分～